

# 障害年金の制度の概要

---



# 1 公的年金と障害年金

公的年金には、老齢年金、障害年金、遺族年金の3種類の年金があります。  
障害年金は、病気やけがによって生活や仕事などが制限されるようになった場合に、  
現役世代の方も含めて受け取ることができる年金です。

## 老後の保障

65歳から一生涯受けることができる

老齢年金

病気やケガにより、障害が残ったとき

障害年金

一家の働き手が亡くなったとき

遺族年金

## 2 障害年金受給権者の状況

令和4年度末において、**障害基礎年金等の受給権者は約224万人**、**障害厚生年金等の受給権者は約69万人**となっています。

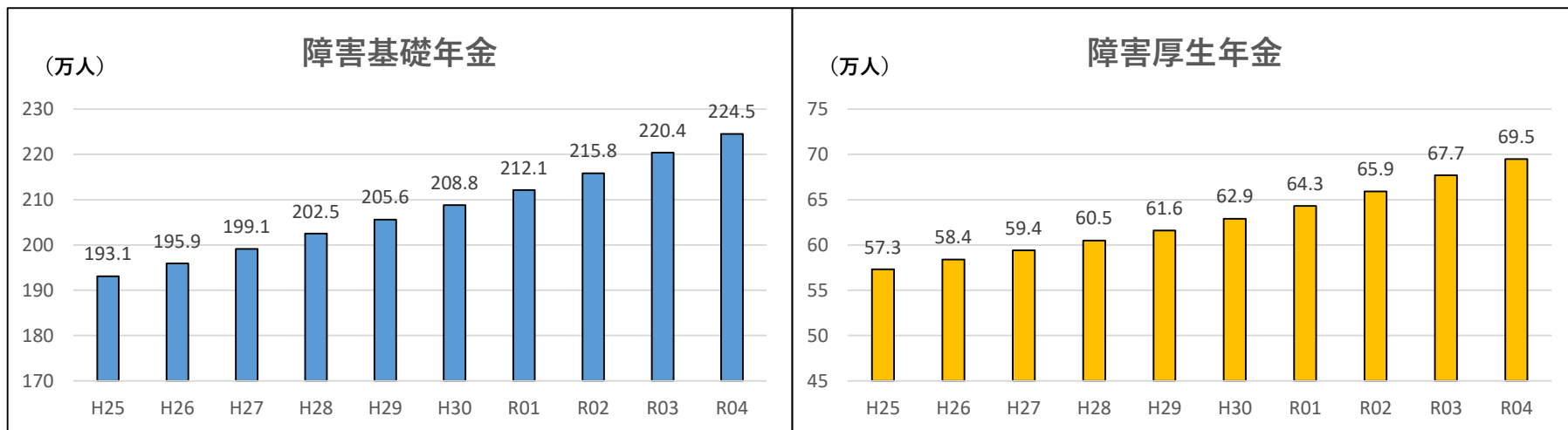
障害のある方に対して、障害年金の周知が進められていることから、近年、障害年金の受給権者数は増加しています。

【令和4年度末の受給権者数】

	基礎年金（国民年金）	厚生年金
障害年金	224.5万人	69.5万人 ※
老齢年金	3341.6万人	1599.7万人
遺族年金	22.3万人	613.7万人

※障害厚生年金を受給している方のうち、障害等級が1・2級である約33万人については同時に障害基礎年金も受給しています。

【受給権者数の推移】



### 3 障害年金の概要

障害年金は、病気やけがで障害が残ったとき、受け取ることができます。

#### 【障害年金の種類】

障害の原因となった病気やけがについて、初めて医師等の診療を受けた日をいいます

初診日が

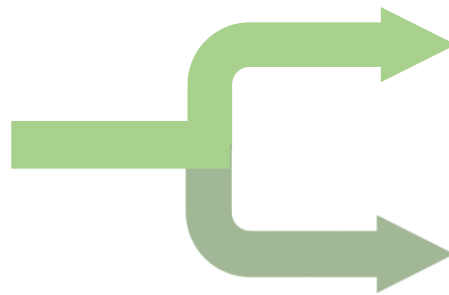
- ・ 国民年金加入期間
- ・ 60歳以上65歳未満
- ・ 20歳前



障害基礎年金

初診日が

- ・ 厚生年金保険の被保険者である期間



障害厚生年金

障害手当金

障害手当金は一時金となります。

# 4 受給要件

次の条件のすべてに該当する方が受け取ることができます。

要件	障害基礎年金	障害厚生年金（障害手当金）
(1) 初診日要件	障害の原因となった病気やけがの <u>初診日が次のいずれの間にあること。</u> ○国民年金加入期間 ○60歳以上65歳未満 ○20歳前	障害の原因となった病気やけがの <u>初診日が厚生年金保険の被保険者である間にあること。</u>
(2) 障害認定日要件	障害の原因となった病気やけがによる 障害の程度が <u>障害認定日または20歳に            達したときに、障害等級1級または2級            に該当していること。</u>	(障害厚生年金) 障害の原因となった病気やけがによる障害の程度が <u>障害認定日に、障害等級1級～3級に該当していること。</u>  (障害手当金) 障害の原因となった病気やけがが、 <u>初診日から5年以内に            治り、その治った日※に、障害の程度が障害手当金を受けら            れる程度であること。</u>
(3) 保険料納付要件	<u>保険料の納付要件を満たしていること。</u> ただし、20歳前に初診日がある障害 基礎年金は納付要件は不要です。	<u>保険料の納付要件を満たしていること。</u>

障害の程度を定める日

※ 「治った日」には、症状が固定して、これ以上治療の効果が期待できない状態になった日（症状固定日）が含まれます。

# 5 障害認定日要件

## 障害認定日要件

**障害認定日**において障害の程度が**障害等級が1級または2級（障害厚生年金は1級～3級）**に該当していること。

**障害認定日**とは？



障害の程度の認定を行う基準日のこと

- 請求する傷病の**初診日から起算して1年6カ月**を経過した日
- 請求する傷病の初診日から起算して1年6カ月以内にその傷病が治った場合には、その**傷病が治った日**

障害等級	障害の状態
1級	身体の程度の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が <b>日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度</b> のもの（身のまわりのことはかろうじてできるが、それ以上の活動はできないもの）
2級	身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が、 <b>日常生活が著しい制限を受ける程度</b> のもの（家庭内の極めて温和な活動（軽食作り、下着程度の洗濯等）はできるがそれ以上の活動はできないもの）
3級	<b>労働が著しい制限を受ける程度</b> のもの
障害手当金	<b>労働が制限を受ける程度</b> のもの

**障害認定日において障害等級に該当しない場合には？**

### 事後重症による請求

その後障害の程度が悪化し65歳に達した日※の前日までの間に障害等級に該当する程度の障害の状態になった場合には、65歳に達した日の前日までの間に改めて請求することができます。

※65歳に達した日 = 65歳誕生日の前日

# 6 保険料納付要件

## 保険料納付要件

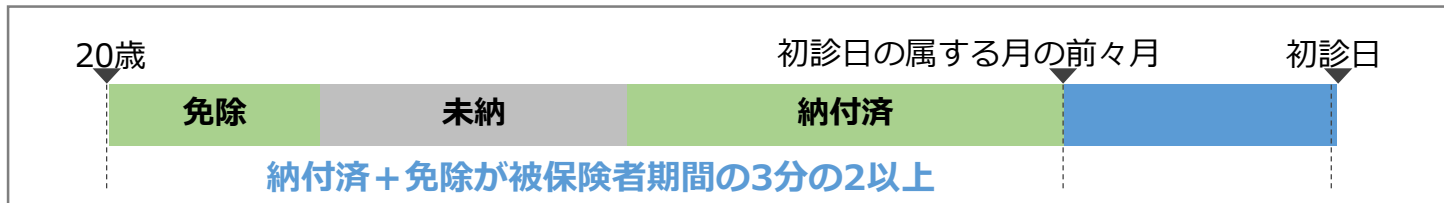
以下のいずれかの保険料納付要件を満たしていること。

### 3分の2以上納付（原則）

- **初診日の前日**において、初診日の属する月の前々月（注1）までに国民年金の被保険者期間があり、当該被保険者期間のうち、**3分の2以上の期間、納付済か免除**されていること。

※ 納付しているとみなされるのは、保険料納付済期間と保険料免除期間（学生納付特例、若年者納付猶予を含む）の合計です。

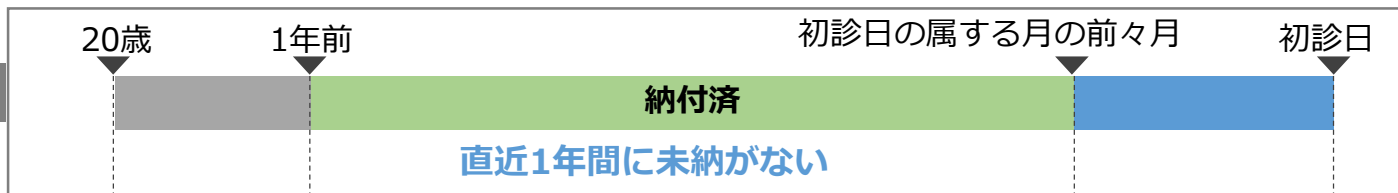
例1



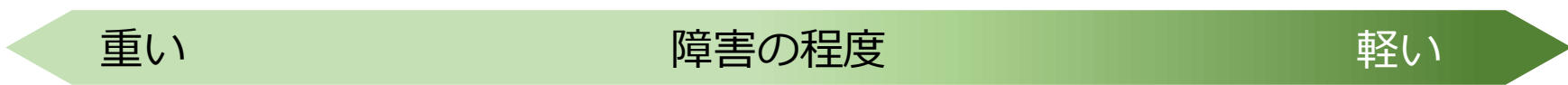
### 直近1年間に未納がない（特例）

- **すべてを満たす方** {
  - **初診日の前日**において、初診日の属する月の前々月（注2）までの直近の**1年間**に保険料の未納がない
  - 令和8年3月31日以前に初診日がある傷病によって障害が残った
  - 初診日において65歳未満であること（初診日が65歳の誕生日の前々日以前）

例2



# 7 障害年金・障害手当金の受給イメージ



	1級	2級	3級	
厚生年金保険	障害厚生年金(1級)	障害厚生年金(2級)	障害厚生年金(3級)	障害手当金
	配偶者の加給年金	配偶者の加給年金		
国民年金	障害基礎年金(1級) 月額 約86,500円	障害基礎年金(2級) 月額 約69,000円		
	子の加算額 (第1・2子) 各月額 約19,500円	子の加算額 (第1・2子) 各月額 約19,500円		

1級または2級の障害厚生年金を受けられるときは、障害基礎年金も合わせ受給できます

子の加算は、第3子以降は各月額約6,500円



## 8 障害年金の手続き

### ○書類の提出先

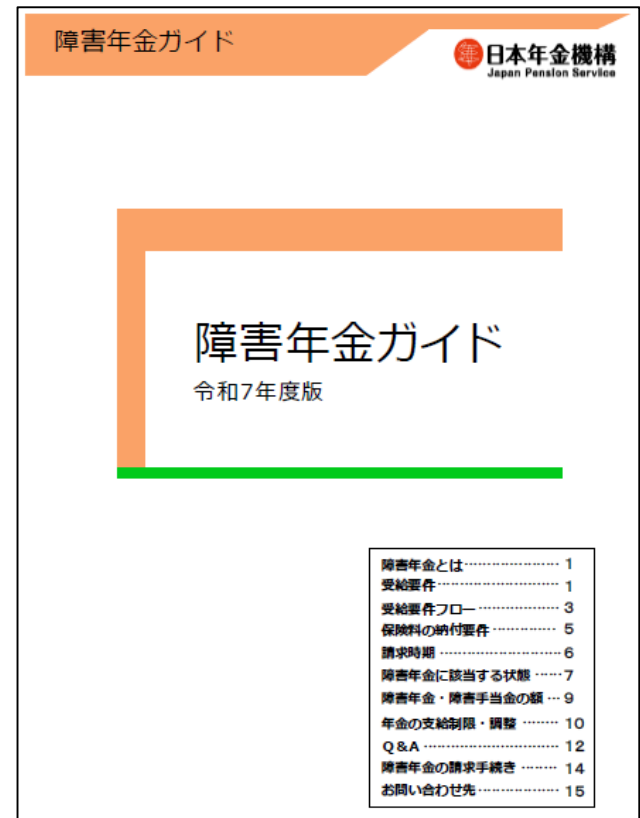
- ・ 障害基礎年金  
⇒ お住まいの市(区)役所または町村役場
- ・ 障害厚生年金  
⇒ お近くの年金事務所

### ○添付書類

請求手続きには、**初診日を証明できるものや年金用の診断書**等の添付書類が必要となります。

添付書類は、初診日からの病歴や年数、障害の原因となった部位、配偶者の有無などにより異なりますので、**事前に年金事務所や市(区)役所または町村役場でご相談ください。**

パンフレット  
「障害年金ガイド」



ご不明な点は、  
お近くの年金事務所、街角の年金相談センターにご相談ください。

# 【参考】公的年金の普及・啓発動画

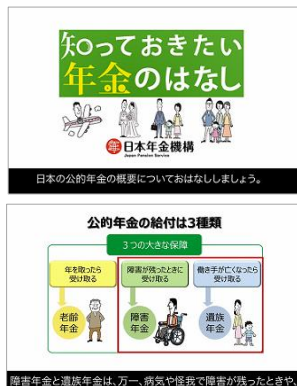
公的年金制度の普及・啓発を図るため、厚生労働省や日本年金機構では様々な動画を作成しています。その一部をご紹介します。

## 知っておきたい年金のはなし

知っておきたい年金のはなし（冊子）の内容をわかりやすく解説した動画です。



（冊子）



【約24分】

【外国語版 6 言語（それぞれ15分前後）】

英語、中国語、韓国語  
ポルトガル語、ベトナム語、タガログ語

## 国民年金ってホントに必要なの！講座

公的年金制度を「桃太郎」に例えながら、国民年金の仕組みや役割、大切さをわかりやすく解説するアニメーション動画です。

学生の方から大人の方まで、幅広い世代の方にご覧いただける内容です。



## QuizKnockによる年金クイズ動画

厚生労働省とQuizKnockで年金について学べる動画を作成しました。年金の種類、物価の変動に関する問題等、年金についてクイズ方式で楽しく学ぶことができます。



【第1弾（約15分）】



【第2弾（約18分）】



【第3弾（約24分）】



【第4弾（約24分）】

ここでご紹介した動画は、機構HPに掲載しています。  
右の二次元コードまたは以下のURLからご覧ください。  
「年金について学ぼう」

<https://www.nenkin.go.jp/service/learn/index.html>



# 【参考】「わたしと年金」エッセイ

## 「わたしと年金」エッセイの募集

日本年金機構は、厚生労働省と協力して、11月を「ねんきん月間」、11月30日（いいみらい）を「年金の日」とし、皆さまに年金制度に対する理解を深めていただくため、公的年金制度の普及や啓発活動を展開しています。

この取り組みの一環として、広く皆さまから公的年金をテーマにしたエッセイを募集※しています。

※毎年度6月1日～9月上旬の間募集しています。

これまでの受賞作品や朗読動画を機構HPに掲載しています。  
それぞれ以下の二次元コードまたは以下のURLからご覧ください。

<https://www.nenkin.go.jp/tokusetsu/essay.html>



## 「わたしと年金」エッセイアニメーション動画

「わたしと年金」エッセイの受賞作品をアニメーション化し、日本年金機構ホームページに掲載しています。年金について学生の方や現役世代の方の体験談のエッセイを動画としていますので、ぜひご覧ください。

以下の二次元コードまたはURLからご覧ください。

<https://www.nenkin.go.jp/tokusetsu/animation.html>



「わたしと年金」エッセイアニメーション動画特設案内ページ

### 【令和2年度 厚生労働大臣賞】



### 【令和4年度 厚生労働大臣賞】



# 【参考】公的年金はみんなの強い味方・日本年金機構公式SNSのご案内

## 公的年金はみんなの強い味方

公的年金制度のメリットや国民年金保険料の納付方法および免除・猶予制度について説明した全3話のアニメーション動画です。主人公ショウ君と家族の会話を通じて、公的年金制度を気軽に知ることができますので、ぜひご覧ください。

【第1話 老後の暮らしに安心を】



【（約5分）】

【第2話 若い皆さんのものものに安心を】



【（約5分）】

【第3話 初めての国民年金】



【（約6分）】

以下の二次元コードまたはURLからご覧ください。

<https://www.nenkin.go.jp/tokusetsu/koutekinenkin.html>



「公的年金はみんなの強い味方」特設案内ページ



## 日本年金機構公式SNSのご案内

日本年金機構では、X（旧Twitter）及びFacebookを活用して、公的年金に関する制度周知、各種手続き、お送りする通知書の情報など、お客様のお役に立つ様々な情報を発信しています。ぜひフォローしてご活用ください！



日本年金機構公式X（旧Twitter）  
（@Nenkin\_Kikou）

年金制度全般に  
関する発信



[https://x.com/Nenkin\\_kikou](https://x.com/Nenkin_kikou)



日本年金機構公式Facebookページ

年金制度全般に  
関する発信



<https://www.facebook.com/profile.php?id=61575964302278>

英語・やさしい  
日本語での発信



<https://www.facebook.com/profile.php?id=61576205463510>

# 【参考】公的年金シミュレーターについて

厚生労働省では、働き方・暮らし方の変化に応じて、将来受給可能な年金額を簡単に試算できるツール「公的年金シミュレーター」を提供しています。ねんきんネットを利用できない20歳未満の方でも利用することができますので、ぜひご利用ください。

## 簡単でスムーズな操作性

ID・パスワードの取得不要

「ねんきん定期便」の二次元コードを読み込むことで、過去の加入記録の入力が不要で手軽に試算できる



## グラフを表示しながら試算できる

デザイン性が高く操作性の良い試算画面

スライダーを動かすことで、年金額の変化が目目確認できる



## 働き方・暮らし方に応じたシミュレーション

これからの働き方・暮らし方の変化

- ・就職、転職したとき
- ・配偶者の被扶養者となったとき
- ・退職した後、年金を受給しながら働くとき

にあわせて様々なシミュレーションができる



## その他

個人情報記録されず、画面を閉じると、データは消去されるため、安心して利用できる

税・社会保険料額の試算機能を搭載済

税・社会保険料額試算の画面イメージ

年金受給開始時点の  
税・社会保険料額の試算  
(令和4年度の東京都豊島区の参考例)

所得税	1万円/年
介護保険料	8万円/年
国民健康保険料(税)	9万円/年
住民税	2万円/年
合計	20万円/年

※税・社会保険料額の試算結果は、年金収入のみに基づいて算出した「概算」であり、実際の金額とは異なります。  
※、社会保険料率は必ず年更新で異なるため、加入先の市区町村へお問い合わせ下さい。

公的年金シミュレーターについては、こちらの二次元コードからアクセスください。⇒

(<https://nenkin-shisan.mhlw.go.jp/>)

試算ページ

